

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年12月5日から63年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を60年12月5日、資格喪失日に係る記録を63年3月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和60年12月5日から63年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月頃から63年4月1日まで

昭和60年6月頃から63年3月31日までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申述内容及び複数の同僚証言等により、申立人は、A社に勤務していたと認められる。

また、当該事業所が加入していた健康保険組合から提出された被保険者氏名索引簿により、申立人に係る健康保険の被保険者資格取得日が昭和60年12月5日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された当該事業所の昭和63年3月分の給与支払明細書により、標準報酬月額13万4,000円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人が当時の同僚であったとして名前を挙げている十数人について、その全ての者が厚生年金保険の被保険者となっていることが当該事業所に係る被保険者原票により確認できることに加え、申立人及び複数

の同僚が証言している当時の同事業所の従業員数とオンライン記録上の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和63年2月21日に解散により適用事業所ではなくなっているが、同社の商業法人登記簿によると、同年10月\*日に裁判所による破産宣告を受けた旨記録されており、申立期間においては、適用事業所の要件である法人格を有していたと認められる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において、i) 昭和63年2月6日及び同年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者について、前述の適用事業所でなくなった後の同年4月7日付けで、被保険者資格の取消処理がなされていること、及びii) 同事業所において、同年3月1日に被保険者資格を喪失し、同日付けで同事業所の関連事業所において被保険者資格を取得している複数の者について、A社における被保険者資格喪失日に係る記録が、同年4月7日付けで同年2月21日に訂正されていること等の不自然な事務処理が確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社が適用事業所でなくなった日は、前述の昭和63年2月21日ではなく、同年3月1日以降であると考えられることから、申立人は、申立期間のうち、60年12月5日から63年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和63年3月分の給与支払明細書から、13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に閉鎖しており、元事業主も死亡していることから不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、定時決定に係る届出及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が申立人に係る当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年12月5日から63年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年6月頃から同年12月5日までの期間及び63年3月1日から同年4月1日までの期間については、複数の同僚証言により、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、

当該期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等が確認できないことから、当該期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月  
② 平成8年4月

平成8年4月に市役所へ第3号被保険者の加入手続に行った際に、申立期間①の国民年金保険料を納付するように言われた。また、申立期間②について、第3号被保険者の資格取得年月日が同年4月5日であり、同年4月1日から同年4月4日までは第3号被保険者ではないので、1か月分の保険料を納付するように言われたため、申立期間①及び②の保険料をその場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成8年4月に市役所で第3号被保険者の加入手続を行った際に、国民年金保険料を納付するように言われたため納付したと申述しているが、この時点で、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない。

申立期間②については、平成8年4月1日から同年4月4日までは第3号被保険者ではないので、1か月分の国民年金保険料を納付するように言われたため納付したと主張しているものの、申立人が所持する年金手帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、同年4月5日付けで第1号被保険者から第3号被保険者へと種別変更していることが確認できることから、その月は、国民年金法上、変更後の種別の被保険者であった月とみなされるため、同年4月は第3号被保険者期間となり、納付書が発行されることは考え難い。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から50年3月まで  
市役所職員から国民年金保険料を20歳まで遡って納付することを勧められ、申立期間の保険料として、定かではないが3万円から4万円程度を市役所でまとめて納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所職員から国民年金保険料を20歳まで遡って納付することを勧められ、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和52年6月にA市において払い出されていることが確認できることから、この時点で、申立人が20歳となった48年\*月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認されるものの、手帳記号番号払出し時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の保険料を遡って納付することが可能であった昭和53年7月から55年6月まで実施された第3回特例納付の時期に納付したと仮定しても、その際の保険料額は9万2,000円となり、申立人が納付したとしている保険料（3万円から4万円程度）と大きく相違している。

さらに、手帳記号番号の払出し時期からすると過年度保険料となる、申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの納付済保険料を一括して納付した場合の保険料は3万円となることから、当該過年度保険料の納付を申立期間の保険料納付と誤認している可能性も考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付方法等の記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。